

取扱区分：公開

令和４年第４回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和４年４月２５日（月）

〔場 所〕 市役所西棟第３・４会議室

令和4年第4回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和4年第4回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟第3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和4年4月25日（月） 午後2時00分

2 閉会日時 令和4年4月25日（月） 午後5時06分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1 番 萩原 和夫	2 番 門井 隆	3 番 常見 淳	4 番 野口 勇
5 番 田鍋 光男	6 番 齋藤 博司	7 番 高橋 建一	8 番 寺田 進
9 番 岩崎 久	10 番 山本 寿一	11 番 吉岡 政広	12 番 杉崎 國昭
13 番 原田 順一	14 番 竹内 幸男		

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）渋谷 悟 （平野）山口 実 （蓮田）増田 雅暢 （蓮田）山口 恵司
（黒浜）新井 仁 （黒浜）小澤 はつ江

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 生産緑地法第10条の規定に基づいて買取り申出をする生産緑地に
係る農業の主たる従事者等の確認について

議案第4号 農用地区域への編入について

議案第5号 農用地区域からの除外について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

報告 4 不動産登記法第105条第2項の規定による仮登記情報について

報告 5 時効取得を原因とする農地の権利移転について

報告 6 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の受
理について

報 告 7 令和4年度はなみずき作業所改築工事等に伴う事業計画書の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）、農政課職員（1人）

事務局長 中里 幸雄

事務局 茂木 郁

事務局 田嶋 諒大

農政課 三角 尚也

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和4年第4回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（会長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

初めに、令和4年3月25日に開催いたしました令和4年第3回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容について確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様に伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

— 議事録の確認 —

（議長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

推進委員につきましては、欠席者はなく、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。

本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございますが、報告案件につきましては、1件追加がございます。よろしくお願いいたします。

農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第5号でございます。また、報告案件が、報告1から報告7までございます。

初めに、議案書2ページ、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局)

朗読の前に、議案第1号番号2についてでございますが、現地の是正がまだ済んでおりませんので、今回は審議なしということで、次回に挙げさせていただきます。

— 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

申請理由について、譲渡人が遠方のため話を伺えませんでした。先日、譲受人に話を聞いたところ、譲渡人は元々地元の方で、相続でこの場所を譲り受けたいのですが、自宅が遠方のためなかなか管理することができず、以前から自宅のすぐ隣ということもあり、譲受人が管理をしてきました。今回、売買の話がまとまったため、申請に至りました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料2ページをご覧ください。譲受人に関し、全部効率利用要件として、4月5日(火)にすべての農地の適正管理を確認しております。

農作業常時従事要件は、ご本人が200日以上、奥様が300日以上、娘さんが160日以上、世帯として年間150日以上従事することを確認しております。

下限面積要件は、自作地、申請地の合計が40アール以上であることを確認しております。地域との調和要件として、現状畑、取得後の計画も畑となっております。

次に、補足説明資料 3 ページをご覧ください。譲受人は、奥様のご実家の農地と一緒に経営しています。ご自身は他の仕事もされているため、奥様が一緒に経営されるということです。今回の申請地は、ご自宅のすぐ隣になります。基本的には、奥様が全体的に管理していくと聞いております。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 1 号の番号 1 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第 1 号の番号 1 につきましては、承認することといたします。

先ほど説明のあったように、番号 2 については、「審議なし」といたします。

次に議案書 3 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第 2 号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第 2 号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第 2 号の番号 1 と番号 2 は、関連しておりますので、併せまして担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

譲渡人から話を伺ったところ、高齢で畑の耕作を続けることが難しくなったため、仲介を頼んでいたところ、買い手が見つかったということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料 1 ページをご覧ください。農業振興地域外の農地となります。

資金計画については、事務局にて確認済みです。

給排水計画については、上水は市道の水道本管より取り出し、雨水は敷地内浸透処理、汚水・

雑排水は、合併浄化槽処理後、既存排水管に接続いたします。

その他として、西側、東側の農地との境は土留めブロックを設置します。4月6日現地確認済みです。

続けて、番号2の説明に入ります。

補足説明資料3ページをご覧ください。場所については、番号1と同様に農業振興地域外となります。

申請地の概要、申請目的についても同様となります。

資金計画については、事務局にて確認済みです。

給排水計画についても同様となります。

その他、西側農地との境にブロック設置いたします。4月6日現地確認済みです。

(議 長)

議案第2号の番号1、番号2につきましては、ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号1につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案第2号の番号2につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

譲渡人に話を伺ったところ、高齢のため畑を続けることが難しく、不動産屋に土地の売買の仲介を頼んでいたところ、買い手が見つかったため申請に至りました。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料5ページをご覧ください。農業振興地域外の農地となります。

申請目的は住宅敷地となります。

資金計画については、事務局にて確認済みです。

給排水計画について、上水は市道の水道本管より取り出し、雨水は敷地内浸透処理、オーバーフローのみ側溝へ放流します。汚水・雑排水：合併浄化槽処理後、側溝へ接続いたします。

その他、東側農地との境はマウントアップを設置します。4月6日現地確認済みです。

こちらの案件については、建築指導課からの開発許可見込みが今月下りませんでしたので、審議保留という形にさせていただきたいと存じます。

(議長)

審議保留でございますが、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

何が原因で建築確認が下りなかったのでしょうか。

(事務局)

具体的な理由は伺っておりませんが、書類提出されていることを確認しているので、おそらく、審査期間や書類提出時期等が開発の受付に間に合わなかった、という理由ではないかと考えています。早くて、来月の開発許可見込みであると伺っています。

(議長)

他にございますか。

(委員)

補足説明資料5ページ下の「マウントアップ」とは、どういうもののでしょうか。

(事務局)

ブロック塀を設置するようなことではなく、土を盛るような形で農地との境目を作り、土砂や雨水を農地側に流さないように段差を付ける方法だと考えられます。

補足説明資料6ページをご覧くださいと、●●●●の筆の東側に●●●●があり、その下に●●●●が小さく記載されています。以前は、●●●●は●●●●に付いており、●●●●は●●●●に付いていたのですが、転用できる面積の関係から、●●●●と●が残ってしまったため、こちらとの境目に土砂や雨水が流出しないように、対策としてマウントアップをするということになります。残っている土地は、周りからの出入りができない土地になってしまうため、所有者から、適切に管理する旨の誓約書のような書類をいただいておりますので、問題ないと思われます。

(議長)

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第２号の番号３につきましては、開発許可見込みが出ていませんので、保留とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第２号の番号３につきましては、保留することといたします。

次に議案書４ページ、議案第３号「生産緑地法第１０条の規定に基づいて買取り申出をする生産緑地に係る農業の主たる従事者等の確認について」でございます。

議案第３号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第３号、議案書朗読 —

(議長)

議案第３号の番号１につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

この土地には「●●生産緑地地区」の標柱が設置されています。この緑地は、●年●月●日に生産緑地として指定され今年で３０年を迎えます。

先日、「確認を受ける者」にお話しを伺いました。この緑地の所有者であった「農業の主たる従事者」が昨年●●歳で亡くなり、息子の「確認を受ける者」と配偶者が相続により共有名義で相続しました。故人は生前、息子の配偶者と養子縁組をしており、また遺言書を作成してあったので、当該緑地は「確認を受ける者」と配偶者の持分による相続になりました。

相続税の納付期限が近づいてきており、生産緑地指定後３０年経過による生産緑地指定の解除には間に合わないのので、「確認を受ける者」と配偶者は、「農業の主たる従事者」であった故人の死亡を理由として、今回の買取り申し出をしたとの事です。

「確認を受ける者」は、稲作を中心として農業を営み、作付面積は１町位であり、配偶者は、看護師として就労していますが、田植え、稲刈りなどの時期には一緒に農作業に従事しています。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

こちらの畑は水稻栽培が主であるため、管理が大変だという話を聞きました。「農業の主たる従事者」は、ご健在のうちは農業に従事していたということを確認しています。

(議長)

議案第３号の番号１につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明

のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問がないようでございますので、議案第3号番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案書5ページ 議案第4号「農用地区域への編入について」でございます。本議案は、許可承認案件ではなく、農業委員会からの意見を付するものでございます。

議案第4号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

次に、担当地区委員から説明をいただきました後、農政課農振除外事務担当職員から補足説明を伺い、農業委員会として何か意見があるか否かをお諮りしたいと存じます。

それでは番号1につきまして担当委員の説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

事業計画者はご高齢ということで、娘さんに電話で事情を伺いました。お話しによると、事業計画者は●年にこの土地を贈与していただき、家を建てる予定で申請をして、申請が通ったらしいのですが、すぐ後に転勤の関係で家を建てられなくなってしまいました。

よって、今までそのままにしていたという経緯があります。家族で話合ったところ、このままではよくないということで、農地に戻して農地として使ってくださる人がいれば貸すということで、申請に至りました。

現地を確認したところ、多少の草はありましたが、除草剤がかかっているようで枯れかかっていました。農地にするには問題ないと思われます。

(議 長)

ありがとうございました。続いて農政課から補足説明をお願いします。

(農政課)

— 所在地についての説明 —

農用地への編入を必要とする理由として、●年に除外された土地ですが、計画に変更が生じたため、農用地への編入を申し出るものです。

除外後、農地転用は行われておらず、開発行為に関する廃止の届出も済ませております。現地に構造物の設置はございません。

(議 長)

ただ今、担当地区委員、農政課からの説明のとおりでございます。何かご意見ご質問等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問がないようでございますので、議案第4号番号1につきまして、農業委員会からは、「意義ありません」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号の番号1につきましては、「意義ありません」という意見を付けることといたします。

次に議案書6ページ 議案第5号「農用地区域からの除外について」でございます。本議案も、許可承認案件ではなく、農業委員会の意見を付するものでございます。

議案第5号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第5号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第5号につきましても、番号ごとに担当地区委員の説明、農政課・農振除外事務担当職員から補足説明を伺い、農業委員会として何か意見があるか否かをお諮りしたいと存じます。

それでは番号1について担当委員の説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

事業計画者は、土地所有者の息子さんにあたります。土地所有者にお会いしようとしたが、先週、入院されたということで、奥様にお話しを伺いました。息子さんは現在●●歳で、中学校の教員をされているそうです。実家のすぐ近くへということで、今回、選定をされたようです。

現地●●●㎡の土地については、抜根等がされており、問題ないと思われます。ただ、申請地以外の土地に、抜根した切り株が置いてあるという状況でした。

(議 長)

続いて、農政課から補足説明をお願いします。

(農政課)

追加で配布させていただいた「除外の5要件について（農振法第13条第2項）」をご覧ください。1から5要件すべてを満たしており、関係法令に基づく許可等の見通しがあり、十分な事業計画があることが除外に必要なこととなります。この度は皆さまからご意見をいただくため、受け付けた事案について、除外の5要件を踏まえてご説明させていただきます。

なお、本日の審議をもって除外が決まるのではなく、いただいた意見を基に、春日部農林振興センターに協議をさせていただきます。

事案番号1について、説明いたします。転用目的は自己用住宅で、所在については先ほどのご説明の通りです。

除外の見込みについて、5要件を元に説明いたします。

まず、1号要件について、申出面積は必要最小限でございます。また、1年前に子どもが産まれ、アパート住まいだと手狭になってきたという理由から、除外後ただちに農用地以外に利用する緊急性が見込まれます。代替地の検討も十分に行われており、実家に近いこの土地を選定することはやむを得ません。

次に、2号要件は、農用地を細断することがないように、十字路の角に配置しております。総合的な利用に支障を及ぼしません。

次に3号要件は、利用権設定の予定はなく、支障はありません。

4号要件は、給排水計画路等の土地改良施設に接していないので、支障はありません。

最後に、5号要件は、申出地は土地改良区に該当いたしません。

当事案については、除外の要件をすべて満たしていると考えておりますが、農業委員会として問題がないかご意見を伺います。

(議 長)

ただ今担当地区委員、農政課からございました説明のとおりでございます。何かご意見ご質問等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、議案第5号番号1につきまして、農業委員会からは、「意義ありません」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号の番号1につきましては、「意義ありません」という意見を付けることといたします。

続きまして議案第5号番号2につきまして担当委員の説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

事業計画者宅は、だいぶ以前に土地所有者のご先祖から土地を譲り受け、農家住宅などを構えて生活してきました。本家と分家の関係にあります。

先日、事業計画者にお話を伺いました。事業計画者宅は、ご先祖の代より、市道から宅地まで幅●●～●●m、延長約●●m位の進入路がありますが、蓮田市道として道路認定されておらず、建築基準法上は法定外公共物になるようです。よく赤道とか里道と呼ばれる場合もあります。

この認定外道路ですが、市有地としてだいぶ前に舗装されており、公共下水道管が埋設され、公共下水マンホールの少し先の宅地部には汚水枡が設置されています。

事業計画者は、数年前に長女ご夫婦の住まいを母屋に増築する際に、宅地の市道への接道の関係で、つまり進入路の幅員が狭いので、火災時などの時に緊急車両が入れないなどの問題があり、増築許可申請の手續上だいぶご苦労があったようです。

このような事から、蓮田市道への宅地2mの接道要件を満たし、また将来的に現在の住まいの建て替えなども考えて、本家の土地所有者宅から農地の一部を譲り受けることになったとの事です。

農用地区域内農地から除外され、今後さらに農地の転用許可が下りると、外見上の進入路は、幅員●●～●●mの認定外道路と、幅員●●mの事業計画者の私有地（宅地）で構成され、緊急車両の進入も容易になると思われます。宅地全体を見ると、形状的には接道2mを持つ旗竿地になります。

なお、除外の対象となる土地所有者の2筆の農地は、現在畑として良好に耕作されています。

(議 長)

ありがとうございました。続いて農政課から補足説明をお願いします。

(農政課)

5要件について説明させていただきますが、資料12ページをご覧ください。認定外道路2985号は現在、建築基準法の接道要件としてみることはできません。そのため、当該申請は、接道要件を満たすための緊急性があります。また、申請面積も必要最小限です。この敷地拡張のため代替地の検討の余地はございません。

次に2号要件について、農用地の細断が生じることがないように農用地の端の部分をしております。総合的な利用に支障を及ぼしません。また、離れ増築申請時に必要とした本家住宅地内に築造した通路については、今回申請しました路地上敷地を除外及び転用後、●●●の一部として返還いたします。

次に3号要件について、利用権設定の予定はなく、支障はありません。また、必要最小限のため、安定的な農業経営に支障を及ぼしません。

4号要件について、給排水計画路等の土地改良施設に接していないため、支障はありません。

ん。

最後に、5号要件について、土地改良区に該当いたしません。

(議 長)

ただ今担当地区委員、農政課からございました説明のとおりでございます。何かご意見ご質問等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、議案第5号番号2につきまして、農業委員会からは、「意義ありません」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号番号2につきましては、「意義ありません」という意見を付けることといたします。

続きまして、議案第5号の番号3につきまして担当委員の説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

申請理由ですが、先日、土地所有者に話を伺ったところ、事業計画者は息子さんと、結婚を機に独立を考え、マイホームの建築計画をしておりました。土地を探しましたが、良い場所が見つからず、息子さんから相談を受け話し合いをしたところ、実家に近いところに自分の土地があるため、そこの一部を使い建てたらどうかということとなり、今回の申請に至りました。

(議 長)

ありがとうございました。続きまして農政課の補足説明をお願いします。

(農政課)

5要件についてですが、1号要件は、必要最小限の面積であり、結婚を機に独立したいという理由があり、除外後ただちに農用地以外に利用する緊急性が見込まれます。代替地検討については、農業振興地域以外で複数の土地を検討していることや、自己用所有地のうちで実家から近いということもあり、当該土地を選定することはやむを得ません。

次に2号要件、農用地を細断することはありません。道路から残される農用地への出入りについても確保しています。総合的な利用に支障を及ぼしません。

次に3号要件ですが、利用権設定の予定はなく、支障はありません。

4号要件については、給排水計画路等の土地改良施設に接していないため、支障はありま

せん。

最後に、5号要件については、申出地は土地改良区に該当いたしません。

当該事案については、除外の要件を概ね満たしていると考えています。

(議 長)

ただ今担当地区委員、農政課からございました説明のとおりでございます。何かご意見ご質問等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問がないようでございますので、議案第5号の番号3につきまして、農業委員会からは、「意義ありません」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号の番号3につきましては、「意義ありません」という意見を付けることといたします。

続きまして議案第5号の番号4につきまして担当委員の説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

申請理由ですが、事業計画者は仕事で多忙のため、話を伺えませんでしたので、父親に話を伺ったところ、事業計画者は土地所有者の娘さんで、事業計画者ご夫婦は現在、●●のアパートに住んでおります。補足説明資料にも書いてあるように、今住んでいるところが手狭になり、将来のことを考え、家を建てたいと思っていました。土地を探しましたがなかなか良い場所が見つからなかったところ、事業計画者夫婦から相談を受け、自分の所有する土地の一部を使ったらどうかということとなり、今回の申請に至ったとのことです。

(議 長)

ありがとうございました。続きまして農政課の補足説明をお願いします。

(農政課)

5要件について、まず1号要件ですが、必要最小限の面積であり、現在のアパートが手狭になってきたことや、今後の生活を見越して、住宅建築を検討していることから、除外後ただちに農用地以外として利用する緊急性が見込まれます。代替地の検討についても、互いの職場までの距離、通勤時間、小中学校への通学時間などを考慮し、十分に行っています。妻の実家から近いことも大きな選定理由です。

次に2号要件ですが、申出地は農用地の細断が生じることがないよう農用地の端の部分と

しています。総合的な利用に支障を及ぼしません。

次に3号要件は、利用権設定の予定はなく、支障ありません。

4号要件は、給排水計画路等の土地改良施設に接していないため、支障ありません。

最後に、5号要件は、申出地は土地改良区に該当いたしません。

当該事案について、除外の要件は概ね満たしていると考えております。

(議 長)

ただ今担当地区委員、農政課からございました説明のとおりでございます。何かご意見ご質問等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問がないようでございますので、議案第5号の番号4につきまして、農業委員会からは、「意義ありません」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号の番号4につきましては、「意義ありません」という意見を付けることといたします。

次に、令和3年7月に受け付けをしました「蓮田市農業振興地域整備計画の変更」について、農政課から経過報告を受けたいと存じます。

(農政課)

追加でお配りしている資料で、右上に「環農第51号」とあり「蓮田市農業振興地域整備計画の変更について（報告）」と書いてある資料をご覧ください。このことについては、令和3年7月に受け付けをした農用地域からの除外申出についての意見をいただき、その意見に対する報告でございます。

ご意見の内容については、資料裏面の事案番号1、事案番号5、事案番号7の3件について、ご意見いただいております。このことに補正事項がございますので、ご報告します。

初めに、事案番号1でご意見いただいているものとして、申請地は1種農地で原則不許可であり、例外にも該当しないということです。このことについては、補正事項を伝え、申出取下書が提出されました。

続きまして、事案番号5について、補正事由として農地転用違反、建物の農地への越境、車庫の設置、アスファルト敷の設置ということでご意見いただき、このことについては除却が完了したため、報告いたします。建物の除却として、資料3ページの写真のように、除却されていることがわかります。次に、5ページに写っているカーポートへの進入路のアスファルト敷ですが、除却されております。

次に、事案番号7について、進入路部分について疑義ありと指摘いただきました。この対応については、当初、申請地●●●●、●●、●●、●●への進入路以外の土地も登記簿上

農地ですので、それらの土地も進入路の土地も除外申請をしてくださいと伝え、申請地としてご提出いただいております。

なお、進入路入口2か所については、14ページに軌跡図をつけていますが、この図の通り、トラックと軽自動車の利用を分け、通路幅に支障のないように計画しています。

ご確認をお願いします。

(議長)

農政課職員は、これにて退室いたします。説明ありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

— 休 憩 —

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案書8ページ以降の報告に移らせていただきます。先ほど伝えましたとおり、本日の報告案件は7件となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より報告1から報告7につきまして、朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告7、議案書朗読 —

(議長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告7につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

15ページ報告4番号6と、3ページ議案第2号番号3の5条許可申請との関連です。5条許可となりますと、仮登記された4筆のうち●●●●と●●●●の2筆の仮登記は抹消されるのでしょうか。

(事務局)

登記簿謄本を4月7日に取り、特記事項を確認したのですが、その時点では抹消登記はされていませんでした。まだ仮登記のままでした。

(委員)

いずれは、仮登記は抹消されるものと理解してよろしいですか。

(事務局)

そのように理解しています。

(議 長)

他にございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

「なし」の発言。

(議 長)

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

[事務局からの連絡・報告事項]

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —